

DV防止対策の取組

国・県の動き

平成 13 年 DV 防止法施行

平成 16 年 DV 防止法改正
都道府県基本計画が義務となる

平成 16 年 配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針」策定

平成 18 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定

平成 19 年 DV 防止法改正
市町村の基本計画策定が努力義務となる
市町村の配偶者暴力相談支援センター設置が努力義務となる

平成 20 年 DV 防止法の基本的な方針改定

平成 21 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定(第 2 次)

平成 22 年 国 男女共同参画基本計画策定(第 3 次)
「第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」

平成 24 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定(第 3 次)

平成 25 年 DV 防止法改正
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となる

資料 3

平成 25 年 DV 防止法の基本的な方針改定

資料 4

平成 27 年 国 男女共同参画基本計画策定(第 4 次)
「第 7 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」

資料 5

平成 29 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定(第 4 次)

資料 6

さいたま市の取組

平成 15 年 「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」制定
基本目標に「女性に対する暴力の根絶」

平成 15 年 「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定
重点事項に「女性に対する暴力の根絶」

平成 20 年 「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定
重点事項に「女性に対する暴力の根絶と被害者の自立支援」
具体的施策「DV 防止法に基づく基本計画の策定」

平成 22 年 DV 防止基本計画策定

平成 23 年 「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
身体的暴力を受けた女性は 5 人に 1 人

平成 25 年 「第 3 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定
目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」
具体的施策「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援(DV防止基本計画の推進)」

平成 26 年 さいたま市配偶者暴力相談支援センター開設

平成 27 年 第 2 次さいたま市 DV 防止基本計画策定

資料 7

平成 28 年 「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
身体的暴力を受けた女性は 6 人に 1 人

資料 8

平成 31 年 「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定
目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」
具体的施策「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援」

資料 9

令和 2 年 第 3 次さいたま市DV防止基本計画策定